

## 繊維技術功績賞表彰規程

(目的)

第 1 条 この規程は、先進的な繊維機械または繊維技術の開発を行い、その功績顕著なるものを表彰し、もって本県繊維産業の技術向上に資することを目的とする。

(表彰)

第 2 条 理事長は次の各号の一つに該当するものを表彰する。

- (1) 優れた繊維機械の開発・改良を行いその功績が顕著なもの
- (2) 優れた繊維技術研究を行いその功績が顕著なもの
- (3) その他特に表彰に値すると認められるもの

(被表彰者)

第 3 条 被表彰者は、県内の若手・中堅繊維技術者・研究者の個人および団体とする。

(被表彰者の選考)

第 4 条 被表彰者は、福井県繊維技術協会からの推薦に基づき、理事長が決定する。

(表彰)

第 5 条 表彰は、賞状の授与を行い、記念品を贈呈する。